

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月31日

【事業年度】 2016年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷本 芳朗
弁護士 浅野 航平
弁護士 福原 亮輔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月30日提出の有価証券報告書（2016年度（自平成28年1月1日至平成28年12月31日））の記載事項の一部および当期連結財務諸表に対する監査報告書のうち、「独立登録会計事務所の報告書」の訳文の一部を訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第6 経理の状況

1 財務書類

当期連結財務諸表に対する監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【企業情報】

第6【経理の状況】

1【財務書類】

< 訂正前 >

< 前略 >

連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の概要

a) 重要な会計方針

< 中略 >

3) 金融商品

< 中略 >

g. 償却原価で保有する金融資産に係る貸倒引当金

< 中略 >

貸倒引当金は、貸借対照表上の債権の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する貸倒引当金は、引当金として計上されている。貸倒引当金の変動は貸倒引当金繰入額/戻入額として認識されている。

< 中略 >

UBS AG個別財務書類注記

< 中略 >

注記22 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、内部で合意された移転価格で、又は独立第三者間取引として行われる。また、社外の取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンについては、他の従業員に適用されるのと同じ条件で行われる。

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	債権	債務	債権	債務
適格株主 ¹	522	8,536	581	5,776
内、顧客貸出金/顧客預り金	505	7,865	567	5,171
子会社	94,171	9,553	119,900	87,059
内、銀行預け金/銀行預り金	36,151	25,256	37,278	28,685
内、顧客貸出金/顧客預り金	33,994	2,272	23,308	8,558
内、証券ファイナンス取引未収入金/証券ファイナンス取引未払金	19,029	25,114	54,422	44,149
関係会社 ²	121	17,476	117	5,752
内、顧客貸出金/顧客預り金	108	17,291	39	5,699
取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバー	41		33	
外部監査人		11		20
その他の関連当事者 ³	8		9	

¹ UBS AGの適格株主はUBSグループAAGである。² UBS AGの関係会社は全てUBSグループAGの直接子会社である。³ 主にSIX Group AG (UBS AGが17.3%の持分を所有) に関連する。

< 中略 >

注記24a 投資資産及び純新規資金

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
運用ファンド資産	12	11
一任勘定資産	168	166

その他の投資資産	329	311
投資資産合計	509	488
内、二重計上	3	2
純新規資金	17.2	0.0

注記24b 投資資産の変動

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
期首投資資産合計 ¹	488	1,076
純新規資金	17	0
市場の変動 ²	17	8
為替換算調整	0	(29)
UBSスイスAGへの譲渡		(557)
その他の影響	(13)	(10)
内、取得/(処分)	(12)	(10)
期末投資資産合計¹	509	488

¹二重計上を含む。²受取利息及び受取配当金を含む。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の概要

a) 重要な会計方針

< 中略 >

3) 金融商品

< 中略 >

g. 償却原価で保有する金融資産に係る貸倒引当金

< 中略 >

貸倒引当金は、貸借対照表上の債権の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する信用損失引当金は、引当金として計上されている。貸倒引当金及び信用損失引当金の変動は貸倒引当金繰入額/戻入額として認識されている。

< 中略 >

UBS AG個別財務書類注記

< 中略 >

注記22 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、内部で合意された移転価格で、又は独立第三者間取引として行われる。また、社外の取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンについては、他の従業員に適用されるのと同じ条件で行われる。

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	債権	債務	債権	債務
適格株主 ¹	522	8,536	581	5,776
内、顧客貸出金/顧客預り金	505	7,865	567	5,171
子会社	94,171	59,553	119,900	87,059
内、銀行預け金/銀行預り金	36,151	25,256	37,278	28,685
内、顧客貸出金/顧客預り金	33,994	2,272	23,308	8,558
内、証券ファイナンス取引未収入金/証券ファイナンス取引未払金	19,029	25,114	54,422	44,149

関係会社 ²	121	17,476	117	5,752
内、顧客貸出金/顧客預り金	108	17,291	39	5,699
取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバー	41		33	
外部監査人		11		20
その他の関連当事者 ³	8		9	

¹ UBS AGの適格株主はUBSグループAGである。² UBS AGの関係会社は全てUBSグループAGの直接子会社である。³ 主にSIX Group AG (UBS AGが17.3%の持分を所有)に関連する。

< 中略 >

注記24a 投資資産及び純新規資金

単位：十億スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
運用ファンド資産	12	11
一任勘定資産	168	166
その他の投資資産	329	311
投資資産合計	509	488
内、二重計上	3	2
純新規資金	17.2	0.0

注記24b 投資資産の変動

単位：十億スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
期首投資資産合計 ¹	488	1,076
純新規資金	17	0
市場の変動 ²	17	8
為替換算調整	0	(29)
UBSスイスAGへの譲渡		(557)
その他の影響	(13)	(10)
内、取得/(処分)	(12)	(10)
期末投資資産合計¹	509	488

¹ 二重計上を含む。² 受取利息及び受取配当金を含む。

< 後略 >

< 訂正前 >

< 前略 >

独立登録会計事務所の報告書

< 中略 >

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）の中で確立した基準に基づいて、UBS AG及び子会社の2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の監査を実施し、2017年3月9日付の私どもの報告書においてUBS AG及び子会社の財務報告に係る内部統制の有効性について適正意見を表明した。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

独立登録会計事務所の報告書

< 中略 >

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）の中で確立した基準に基づいて、UBS AG及び子会社の2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の監査を実施し、2017年3月9日付の私どもの報告書においてUBS AG及び子会社の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見を表明した。

< 後略 >